

議案第57号

西脇市農業委員会委員の任命に当たり認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない例外規定の適用について

西脇市農業委員会委員の任命に当たり認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合として、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月7日

西脇市長 片山象三